

## 別紙

## 新旧対照表

改 正 後						改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)						事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(平成 年分) 氏名 _____						(平成 年分) 氏名 _____																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の区分</th> <th>租税特別措置法第10条の3第3項、第4項又は第5項の該当項</th> <th>①</th> <th>第 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の名称</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得又は賃借の年月日</td> <td>④</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>対象事業の用に供した年月日</td> <td>⑤</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>取得価額又は製作価額</td> <td>⑥</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>リース料(月額)</td> <td>⑦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース契約期間の月数</td> <td>⑧</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>リース費用の総額</td> <td>⑨</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>基準リース料(<math>(\text{⑨} \times \frac{60}{100})</math>)</td> <td>⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総所得金額</td> <td>⑪</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得の金額</td> <td>⑫</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得の割合(<math>\frac{\text{⑫}}{\text{⑪}}</math>)</td> <td>⑬</td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総所得金額に係る所得税額</td> <td>⑭</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得に係る税額(<math>\text{⑭} \times \text{⑬}</math>)</td> <td>⑮</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年税額基準額(<math>(\text{⑮} \times \frac{20}{100})</math>)</td> <td>⑯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得価額又は製作価額の合計額 (⑥の合計額)</td> <td>⑰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械設備等の概要</td> <td>⑱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱税額控除限度額(<math>\text{⑰} \times \frac{7}{100}</math>)</td> <td>⑲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額 (⑩と⑲のいずれか少ない方の金額)</td> <td>⑳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準リース料の総額の合計額 (⑨の合計)</td> <td>㉑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース税額控除限度額(<math>\text{㉑} \times \frac{7}{100}</math>)</td> <td>㉒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年税額基準額残額 (⑩-⑲)</td> <td>㉓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額 (⑰と⑲のいずれか少ない方の金額)</td> <td>㉔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引本年税額基準額残額 (㉓-㉔)</td> <td>㉕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前年繰越税額控除限度超過額 (前年分の㉕)</td> <td>㉖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越税額控除限度超過額から控除される金額(付表の㉗)</td> <td>㉘</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引繰越税額控除限度超過額 (㉖-㉘)</td> <td>㉙</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上のうち本年控除額 (㉗と㉙のいずれか少ない方の金額)</td> <td>㉚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額の計(㉔+㉕+㉚)</td> <td>㉛</td> <td></td> </tr> </tbody></table>	資産の区分	租税特別措置法第10条の3第3項、第4項又は第5項の該当項	①	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	種類	②											設備の名称	③											取得又は賃借の年月日	④	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	対象事業の用に供した年月日	⑤	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	リース料(月額)	⑦											リース契約期間の月数	⑧	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	リース費用の総額	⑨	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	基準リース料( $(\text{⑨} \times \frac{60}{100})$ )	⑩											総所得金額	⑪											事業所得の金額	⑫											事業所得の割合( $\frac{\text{⑫}}{\text{⑪}}$ )	⑬	%										総所得金額に係る所得税額	⑭	円										事業所得に係る税額( $\text{⑭} \times \text{⑬}$ )	⑮											本年税額基準額( $(\text{⑮} \times \frac{20}{100})$ )	⑯											取得価額又は製作価額の合計額 (⑥の合計額)	⑰											機械設備等の概要	⑱											取扱税額控除限度額( $\text{⑰} \times \frac{7}{100}$ )	⑲											特別控除額 (⑩と⑲のいずれか少ない方の金額)	⑳											基準リース料の総額の合計額 (⑨の合計)	㉑											リース税額控除限度額( $\text{㉑} \times \frac{7}{100}$ )	㉒											本年税額基準額残額 (⑩-⑲)	㉓											特別控除額 (⑰と⑲のいずれか少ない方の金額)	㉔											差引本年税額基準額残額 (㉓-㉔)	㉕											前年繰越税額控除限度超過額 (前年分の㉕)	㉖											繰越税額控除限度超過額から控除される金額(付表の㉗)	㉘											差引繰越税額控除限度超過額 (㉖-㉘)	㉙											同上のうち本年控除額 (㉗と㉙のいずれか少ない方の金額)	㉚											特別控除額の計(㉔+㉕+㉚)	㉛											<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の区分</th> <th>租税特別措置法第10条の4第3項、第4項又は第5項の該当項</th> <th>①</th> <th>第 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備の名称</td> <td>③</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得又は賃借の年月日</td> <td>④</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>対象事業の用に供した年月日</td> <td>⑤</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>取得価額又は製作価額</td> <td>⑥</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>リース料(月額)</td> <td>⑦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース契約期間の月数</td> <td>⑧</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>リース費用の総額</td> <td>⑨</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>基準リース料(<math>(\text{⑨} \times \frac{60}{100})</math>)</td> <td>⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総所得金額</td> <td>⑪</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得の金額</td> <td>⑫</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得の割合(<math>\frac{\text{⑫}}{\text{⑪}}</math>)</td> <td>⑬</td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総所得金額に係る所得税額</td> <td>⑭</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得に係る税額(<math>\text{⑭} \times \text{⑬}</math>)</td> <td>⑮</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年税額基準額(<math>(\text{⑮} \times \frac{20}{100})</math>)</td> <td>⑯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得価額又は製作価額の合計額 (⑥の合計額)</td> <td>⑰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械設備等の概要</td> <td>⑱</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱税額控除限度額(<math>\text{⑰} \times \frac{7}{100}</math>)</td> <td>⑲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額 (⑩と⑲のいずれか少ない方の金額)</td> <td>⑳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準リース料の総額の合計額 (⑨の合計)</td> <td>㉑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース税額控除限度額(<math>\text{㉑} \times \frac{7}{100}</math>)</td> <td>㉒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年税額基準額残額 (⑩-⑲)</td> <td>㉓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額 (⑰と⑲のいずれか少ない方の金額)</td> <td>㉔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引本年税額基準額残額 (㉓-㉔)</td> <td>㉕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前年繰越税額控除限度超過額 (前年分の㉕)</td> <td>㉖</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越税額控除限度超過額から控除される金額(付表の㉗)</td> <td>㉘</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引繰越税額控除限度超過額 (㉖-㉘)</td> <td>㉙</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上のうち本年控除額 (㉗と㉙のいずれか少ない方の金額)</td> <td>㉚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額の計(㉔+㉕+㉚)</td> <td>㉛</td> <td></td> </tr> </tbody></table>	資産の区分	租税特別措置法第10条の4第3項、第4項又は第5項の該当項	①	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	種類	②											設備の名称	③											取得又は賃借の年月日	④	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	対象事業の用に供した年月日	⑤	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	リース料(月額)	⑦											リース契約期間の月数	⑧	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	リース費用の総額	⑨	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	基準リース料( $(\text{⑨} \times \frac{60}{100})$ )	⑩											総所得金額	⑪											事業所得の金額	⑫											事業所得の割合( $\frac{\text{⑫}}{\text{⑪}}$ )	⑬	%										総所得金額に係る所得税額	⑭	円										事業所得に係る税額( $\text{⑭} \times \text{⑬}$ )	⑮											本年税額基準額( $(\text{⑮} \times \frac{20}{100})$ )	⑯											取得価額又は製作価額の合計額 (⑥の合計額)	⑰											機械設備等の概要	⑱											取扱税額控除限度額( $\text{⑰} \times \frac{7}{100}$ )	⑲											特別控除額 (⑩と⑲のいずれか少ない方の金額)	⑳											基準リース料の総額の合計額 (⑨の合計)	㉑											リース税額控除限度額( $\text{㉑} \times \frac{7}{100}$ )	㉒											本年税額基準額残額 (⑩-⑲)	㉓											特別控除額 (⑰と⑲のいずれか少ない方の金額)	㉔											差引本年税額基準額残額 (㉓-㉔)	㉕											前年繰越税額控除限度超過額 (前年分の㉕)	㉖											繰越税額控除限度超過額から控除される金額(付表の㉗)	㉘											差引繰越税額控除限度超過額 (㉖-㉘)	㉙											同上のうち本年控除額 (㉗と㉙のいずれか少ない方の金額)	㉚											特別控除額の計(㉔+㉕+㉚)	㉛																
資産の区分	租税特別措置法第10条の3第3項、第4項又は第5項の該当項	①	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
種類	②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
設備の名称	③																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
取得又は賃借の年月日	④	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
対象事業の用に供した年月日	⑤	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
リース料(月額)	⑦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
リース契約期間の月数	⑧	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
リース費用の総額	⑨	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
基準リース料( $(\text{⑨} \times \frac{60}{100})$ )	⑩																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
総所得金額	⑪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事業所得の金額	⑫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事業所得の割合( $\frac{\text{⑫}}{\text{⑪}}$ )	⑬	%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
総所得金額に係る所得税額	⑭	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
事業所得に係る税額( $\text{⑭} \times \text{⑬}$ )	⑮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
本年税額基準額( $(\text{⑮} \times \frac{20}{100})$ )	⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
取得価額又は製作価額の合計額 (⑥の合計額)	⑰																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
機械設備等の概要	⑱																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
取扱税額控除限度額( $\text{⑰} \times \frac{7}{100}$ )	⑲																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
特別控除額 (⑩と⑲のいずれか少ない方の金額)	⑳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
基準リース料の総額の合計額 (⑨の合計)	㉑																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
リース税額控除限度額( $\text{㉑} \times \frac{7}{100}$ )	㉒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
本年税額基準額残額 (⑩-⑲)	㉓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
特別控除額 (⑰と⑲のいずれか少ない方の金額)	㉔																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
差引本年税額基準額残額 (㉓-㉔)	㉕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
前年繰越税額控除限度超過額 (前年分の㉕)	㉖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
繰越税額控除限度超過額から控除される金額(付表の㉗)	㉘																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
差引繰越税額控除限度超過額 (㉖-㉘)	㉙																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
同上のうち本年控除額 (㉗と㉙のいずれか少ない方の金額)	㉚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
特別控除額の計(㉔+㉕+㉚)	㉛																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
資産の区分	租税特別措置法第10条の4第3項、第4項又は第5項の該当項	①	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
種類	②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
設備の名称	③																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
取得又は賃借の年月日	④	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
対象事業の用に供した年月日	⑤	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
リース料(月額)	⑦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
リース契約期間の月数	⑧	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
リース費用の総額	⑨	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
基準リース料( $(\text{⑨} \times \frac{60}{100})$ )	⑩																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
総所得金額	⑪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事業所得の金額	⑫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事業所得の割合( $\frac{\text{⑫}}{\text{⑪}}$ )	⑬	%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
総所得金額に係る所得税額	⑭	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
事業所得に係る税額( $\text{⑭} \times \text{⑬}$ )	⑮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
本年税額基準額( $(\text{⑮} \times \frac{20}{100})$ )	⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
取得価額又は製作価額の合計額 (⑥の合計額)	⑰																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
機械設備等の概要	⑱																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
取扱税額控除限度額( $\text{⑰} \times \frac{7}{100}$ )	⑲																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
特別控除額 (⑩と⑲のいずれか少ない方の金額)	⑳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
基準リース料の総額の合計額 (⑨の合計)	㉑																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
リース税額控除限度額( $\text{㉑} \times \frac{7}{100}$ )	㉒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
本年税額基準額残額 (⑩-⑲)	㉓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
特別控除額 (⑰と⑲のいずれか少ない方の金額)	㉔																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
差引本年税額基準額残額 (㉓-㉔)	㉕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
前年繰越税額控除限度超過額 (前年分の㉕)	㉖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
繰越税額控除限度超過額から控除される金額(付表の㉗)	㉘																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
差引繰越税額控除限度超過額 (㉖-㉘)	㉙																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
同上のうち本年控除額 (㉗と㉙のいずれか少ない方の金額)	㉚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
特別控除額の計(㉔+㉕+㉚)	㉛																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

## 別 紙

## 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第10条の3第3項、第4項及び第5項に規定する事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときには使用します。</p> <p>この明細書は、事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑨」欄には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「⑪」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。</p> <p>(6) 「⑫」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑬」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑭-⑯」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「⑭-⑯」の金額を記載します。</p> <p>(8) 「⑭」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業基盤強化設備をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法第10条の3第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。</p> <p>(9) 「機械設備等の概要」欄には、機械設備等が事業基盤強化設備又は高度化機械等に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先 納稅地を所轄する稅務署長</p> <p>3 根據条文 措法第10条の3</p>	<p style="text-align: center;">事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第10条の4第3項、第4項及び第5項に規定する事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときには使用します。</p> <p>この明細書は、事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑨」欄には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(4) 「⑩」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「⑪」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。</p> <p>(6) 「⑫」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑬」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑭-⑯」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「⑭-⑯」の金額を記載します。</p> <p>(8) 「⑭」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業基盤強化設備をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。</p> <p>(9) 「機械設備等の概要」欄には、機械設備等が事業基盤強化設備又は高度化機械等に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先 納稅地を所轄する稅務署長</p> <p>3 根據条文 措法第10条の4</p>